

交通安全運動時黄色い羽根配布事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県警察本部長(以下「本部長」という。)は、県民の交通意識を高揚し県民総参加による交通事故の防止、交通秩序の確立を図るため、(一財)山梨県交通安全協会(以下「県安協」という。)が行う春秋の全国交通安全運動黄色い羽根配布事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及び補助額)

第2条 前条に規定する補助金の対象となる経費は、春秋の各全国交通安全運動期間中に配布する黄色い羽根の購入経費とし、補助額は毎年度予算の範囲内で本部長が定める。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする県安協は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して毎年4月1日までに本部長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他本部長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 本部長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、県安協に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、本部長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、本部長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに本部長に報告してその指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第6条 県安協は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)に収支決算書を添えて本部長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 本部長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査等を行い、その報告

に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第4条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第5号)により、県安協に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金の交付は事業終了後、精算払いとする。(様式第6号)

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月25日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、旧要綱の規定により提出した書類その他の行為は、この要綱の改正規定により提出した書類その他の行為とみなす。